

深浦町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日(水) 午前10時より

2. 開催場所 深浦町役場1階「町民文化ホール」

3. 出席委員(11名)

会長 14番、西崎 哲彦

委員 1番、長尾 俊吾 5番、工藤 雅夫 6番、村山 勝彦
7番、奈良 玲子 8番、平澤 忠彦 9番、吉田 政志
10番、上田 茂子 11番、角谷 喜春 12番、前田 正彦
13番、堀内 竹一

4. 欠席委員(3名) 2番、新岡 一樹 3番、島 成人 4番、永谷 玲二

5. 議事録署名者の選任 1番、長尾 俊吾 13番、堀内 竹一

6. 議案審議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案第3号 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秦 賢一

次 長 福沢 久弥

8. 会議の概要

事務局次長 皆様お疲れ様でございます。

定刻となりましたので、農業委員会総会を開会します。会長より挨拶をお願いします。

西崎会長 皆さん改めましておはようございます。

本日も、皆様からの活発な意見が出されますようお願いしまして、簡単ではありますが私からの挨拶とします。

事務局次長 ここで、欠席委員の報告をいたします。

議席番号2番新岡一樹委員、3番島成人委員、4番永谷玲二委員については、欠

席となっております。

ただ今の出席委員は、14名中11名で、深浦町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、同規則第4条の規定により、議長は会長が務める事となっておりますので、以降の議事の進行は西崎会長にお願いします。

西崎議長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

深浦町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名する事にご異議ありませんか。

一 同 「異議なしの声」あり

西崎議長 議事録署名委員は「議席番号1番、長尾俊吾委員 13番、堀内竹一委員、」にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、福沢事務局次長を指名します。

それでは議案審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（利用権貸借）」を議題といたしますが議席番号8番 平澤忠彦委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

（平澤委員退場）

それでは議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局次長 （議案第1号 番号1について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1については、原案のとおり可決しました。

それでは平澤委員の入場を求めます。

（平澤委員入場）

西崎議長 平澤委員に報告します。議案第1号番号1については原案のとおり可決されましたので報告します。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたしますが、議席番号6番 村山勝彦委員、8番 平澤忠彦委員、13番 堀内竹一委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

（村山、平澤、堀内委員退場）

議案第2号番号1～51について事務局より説明を求めます。

事務局次長 （議案第2号 番号1～51について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号1～51について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号番号1～51については、原案のとおり可決しました。

それでは村山委員、平澤委員、堀内委員の入場を求めます。

（村山委員、平澤委員、堀内委員入場）

西崎議長 村山委員、平澤委員、堀内委員に報告します。議案第2号番号1～51については原案のとおり可決されましたので報告します。

次に議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長 （議案第3号について説明）します。

「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見についての案件は1議案1件であります。

この計画は、人・農地プランを法定化したうえで、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月1日から施行されました。

これにより、地域での話し合いにより地域農業の将来の在り方を考えるとともに、農地1筆ごとにおおむね10年後の担い手を位置づけた目標地図を添付する「地域計画」を策定することが法定化されたものです。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、市町村が策定することとなっている地域計画について、農業委員会は目標地図の素案の作成を農業経営基盤強化促進法第20条に基づき、深浦町から依頼されたものであります。

昨年度から皆様にご協力いただきながら進めてまいりました農地に関する意向調査から地域座談会での協議結果の内容を取りまとめ、「地域内の農業を担う者」を示した「目標地図の素案」が完成したものです。

この「地域内の農業を担う者」を示す目標地図の素案及び関係調書を基に、この度、町で作成した計画書と併せ、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案」が提出されたものです。

- ・表題に「地域計画」と書かれている資料をご覧ください。

【地域計画書の説明】

- ・次に目標地図について説明します。

【目標地図の説明】

最後に、この地域計画（案）については、本日、総会においてご審議いただくほか、関係機関から意見聴取、2週間の縦覧公告の後、「地域計画」として策定・公表されるものです。

また、今回、地域計画は令和6年度末で一度策定されることとなりますが、内容につきましては、随時見直しをしていくこととなります。

今回提案している議案については、あくまで計画の基盤となるものですが、今後の意向によっては、計画書と特に目標地図では、今回皆様に見ていただいているものとは異なったものになってくると思われます。

以上です。

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、なにかご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決しました。

以上で、本日の議案審議はすべて終了しました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」事務局より報告があります。

事務局次長 (報告第1号について説明)

西崎議長 最後に、「その他諸般の報告」について事務局から説明があります。

事務局長 「その他諸般の報告」について説明

事務局長 次回3月の総会についてですが、事務局案としまして令和7年3月6日(木)の午前10時からと考えておりますがいかがでしょうか。

一 同 はい。

事務局長 それでは次回総会は令和7年3月6日(木)午前10時から開催いたします。

西崎議長 以上を持ちまして「令和6年度第11回(2月)総会」を閉会します。皆様お疲れ様でした。

閉会 午前 10時 40分

上記のとおり相違ないことを署名する。

令和7年2月12日

議 長 西崎 哲彦

議事録署名者

1 番 長尾 俊吾

1 3 番 堀内 竹一